

コンビニ払い(オンライン)利用加盟店規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

コンビニ払い(オンライン)利用加盟店規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するコンビニエンスストアを利用したオンライン決済サービス(以下「本サービス」といいます)の利用にあたっての一切に適用されます。本サービスの利用にあたっては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)と本規約が抵触する場合、本規約が優先して適用されます。

2 加盟店は、本規約記載の契約及びこれに付随する一切の契約、覚書その他合意等について、コンビニエンスストア各社との間でこれらを締結するための代理権を当社に授与したものとします。

第2条(用語の定義)

本規約において、次の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。

- (1) 「コンビニ払い(オンライン)」とは、当社が利用契約に基づき、顧客がコンビニエンスストアに払い込んだ収納代金の決済を行うサービスをいい、これに付随する事務処理等を含みます。
- (2) 「本利用契約」とは、本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約及び当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件並びに基本規約、商品代金集金委託契約を含みます。
- (3) 「コンビニエンスストア」とは、当社が本サービスを提供するにあたって、当社が現在及び将来において提携するコンビニエンスストア各社が経営又はフランチャイザーとして運営に関与するコンビニエンスストアをいいます。
- (4) 「顧客」とは、加盟店が販売又は提供する商品又はサービス等の購入者又は利用者のことをいいます。
- (5) 「収納代金」とは、加盟店が顧客に請求する金額であって、商品代金及びその他手数料等を含みます。
- (6) 「収納事務」とは、当社が、顧客によってコンビニエンスストアに払い込まれた収納代金を、決済機関からの入金情報に基づいて取りまとめ、加盟店に対し引渡すまでの一連の業務をいいます。
- (7) 「入金速報」とは、コンビニエンスストアから当社に送信される収納代金支払いの情報をいいます。
- (8) 「入金確報」とは、コンビニエンスストアから当社に送信される収納代金支払いの情報であって、収納窓口が実際の入金額との照合確認を行った後に当社に送信する情報をいいます。
- (9) 「通信販売」とは、基本規約第12条の規定に従い作成したホームページ又は加盟店の宣伝媒体などにおいて商品広告を行うことにより、顧客がインターネット・通信販売申込書の郵送・電話・ファクシミリなどの手段により本サービスを利用して商品の購入を申込み場合における信用販売取引で、顧客が各決済に必要な顧客氏名、電話番号などの事項を加盟店に提示することにより、当該代金の決済を行うことができるものをいいます。

第2章 収納事務

第3条(収納代金の引渡し)

当社は、加盟店に対し、収納代金について、商品代金集金委託契約に基づく集金期日(締日)、支払日及び支払方法にて以下の合計金額を引渡すものとします。

- (1) 週払いの場合は、毎週土曜日から金曜日までのコンビニエンスストアからの入金確報の合計金額
- (2) 5. 10日払い又は月払いの場合は、加盟店が選択した締日までのコンビニエンスストアからの入金確報の合計金額

2 コンビニエンスストアからの入金速報と入金確報に相違が生じた場合は、当社は、入金確報に基づき商品代金を加盟店に引渡すものとします。

3 当社は、基本規約第9条に定める決済手数料及び諸費用、並びにこれらに課される消費税及び地方消費税相当額を収納代金から差し引いた残金を振込みの方法により加盟店に引渡すものとします。

4 収納代金が基本規約第9条に定める決済手数料及び諸費用に満たない場合は、加盟店は、直ちに第1項に定める締日までに、その不足額を当社に支払うものとします。

第3章 コンビニ払い(オンライン)取引手順

第4条(通信販売の手順)

加盟店は、自己の名と責任において、顧客からの通信販売の申込みを受け付けるものとします。

2 加盟店は、顧客からの通信販売の申込みに基づき、当該顧客に対して電話・Eメール等による購入意思の確認を速やかに行うものとします。

3 加盟店は、原則として商品配送時に、商品名、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法及びその他割賦販売法第30条の2第4項に定める事項などを記載した書面を会員に交付するものとします。

4 加盟店は、商品を顧客に複数回に渡って引渡し又は提供する場合において、加盟店の理由により引渡し又は提供することが困難となった場合、直ちにその旨を当社及び顧客に連絡するものとします。

第4章 商品代金集金委託規約及びネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」利用規約の準用

第5条(商品代金集金委託規約及びネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」利用規約の準用)

その他本規約に定めのない事項については、商品代金集金委託規約及びネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」利用規約の定めが準用されるものとします。但し、これらの規約と本規約の内容が抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

付 則 本規約は2023年1月1日に改定
ヤマト運輸株式会社